

平成27年2月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成27年2月10日(火) 午後2時 中辺路コミュニティセンター 1階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 寒川 加代子
		27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者 13番 田淵 宏 25番 玉置 伸 26番 鈴木 直孝  
36番 松本 忠巳

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 19番 横尾 泰行 20番 青木 登

議長

皆さん、こんにちは。大変寒い中ご苦労さんでございます。この寒さが、梅に対してどのようになっていくか不安でございますけれども、我々は日々、毎日、仕事に精を出さないといけないと思います。この間、1月27日、28日と県農業会議で企業による農業参入という事で、神戸のトーホーという会社が農業に参入しているという事で視察に行ってきました。大変広い農地の中で、遊休農地が出てきている中でそれを借って、今のところ自分たちで消費するという形態なんですけれども、農業自体はなかなか採算ベースにはなっていないようでした。けれども自分の会社の中で消費、販売するという事と、企業イメージとして、私たちはこういう物を作っていますという事でアピールできるという、そういったPR効果があるという実感してきましたけれども、大変遊休農地が増えているという事で、企業がいろんなところに参入してくる事は、そうせざるを得ないような農業の事態になってきております。今日は、案件は少ないんですけどよろしくお願ひします。まず最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願ひ申し上げます。

農振課 岡本

田辺農業振興地域整備計画変更申請の農用地区域への編入について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、面積は558㎡です。地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は梅畑です。編入1件です。編入面積は、558㎡。続いて、田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、

土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は900㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は作業所及び資材置場でございます。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は201㎡、地目は台帳が田、現況は休耕田です。変更の理由は梅漬け場でございます。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は456㎡、他に1筆、合計面積は905㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は622㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は400㎡、地目は台帳が畑、現況は雑種地です。変更の理由は住宅でございます。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は443㎡、地目は台帳が畑、現況は休耕畑です。変更の理由は住宅でございます。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は296㎡、他に1筆、合計面積は600㎡、地目は台帳が田、現況は樹園地と畑です。変更の理由は住宅でございます。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は505㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由はコンビニでございます。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は999㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由はコンビニでございます。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は619㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は住宅でございます。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は514㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は746㎡、地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は住宅でございます。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は218㎡、他に2筆、合計面積は954㎡、地目は台帳が田、現況は休耕田です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。15番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇m、面積は751㎡、他に2筆、合計面積は1,597㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。16番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は569㎡、地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は住宅でございます。17番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は861㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。18番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は613㎡、地目は台帳が田、現況は畑です。変更の理由は自動車展示場でございます。除外面積は12,048㎡。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入1件、除外17件、編入合計558㎡、除外合計12,048㎡、総計11,490㎡です。続きまして龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は26.49㎡、他に2筆、合計面積は53.99㎡、地目は台帳は田と畑、現況は休耕田と休耕畑、変更申

請の理由は携帯基地局です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は53.99㎡です。続きまして中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,249㎡、地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は太陽光パネル設置です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は717㎡、地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は太陽光パネル設置です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は720㎡、地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は太陽光パネル設置です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外3件、除外合計は2,686㎡です。続きまして本宮農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は178㎡、地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は住宅です。本宮農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は178㎡です。以上です。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、有難うございました。それでは、逐条審議をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番の〇〇〇〇さんの件につきましては、周辺にも住宅で転用した所もあって何ら問題ありませんので、この作業所に転用しても全く問題ないと思います。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんの子供さんが梅の商売をしているので、そこへ梅樽を置きたいという申請でございますので、問題ないと思います。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんの所が梅の盛りの木が植わっていましたが、梅が低迷しているという事で、梅を切ってパネルにするという事です。異議ありません。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。ここは〇〇〇〇委員の担当ですが今日は休みという事で、異議がないと連絡いただいております。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。子供の住宅という事で異議ございません。

議 長

はい、7番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番、8番共に息子さんの住宅用地という事です。異議ございません。

議 長

はい、9番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。9番と10番は隣接地で、現状は梅畑ですけどもコンビニにするという事です。11番、12番については、11番は住宅で12番は太陽光パネルという事です。異議ありません。

議 長

はい、13番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。自宅の建設で異議ありません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。14番について異議ございません。15番もこの方は大工さんで、今殆ど畑も放っているような状態で異議ございません。

議 長 はい、16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、17番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは旦那さんが亡くなられてるので異議ありません。

議 長 はい、18番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここの前に〇〇〇〇の自動車屋がありまして、この自動車屋の展示場で異議ありません。

議 長 はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請、以上18件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請、以上1件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番、3番は同じ地域で日当たりの最も良い場所でありまして、2番の〇〇〇〇さんにつきましても高齢で田圃が作れないという状況であります。3番の〇〇〇〇さんも病気をしまして作れないという事で、太陽光発電に変えたという事です。3件共に異議ございません。

議 長 はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請、以上3件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、本宮農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、本宮農業振興地域整備計画変更申請、以上1件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、まず最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告がございます。事務局の説明をお願いします。

農振課 尾崎 皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は8,681㎡、他11筆、合計面積40,493㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成27年1月15日です。

2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は799㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成27年1月29日です。以上、2件報告させていただきます。

議 長 はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 870㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円口座払い、期間は平成27年3月1日から平成33年2月28日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の803㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年3月1日から平成32年2月29日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の1, 226㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年3月1日から平成32年2月29日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の946㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年3月1日から平成28年2月29日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の902㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年3月1日から平成33年2月28日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の647㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年3月1日から平成33年2月28日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の687㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年3月1日から平成33年2月28日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の2, 590㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年3月1日から平成33年2月28日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他11筆、畑の5, 339.61㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年3月1日から平成42年2月28日、新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2, 013㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日、新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2, 797㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日、新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、他9筆、畑の7, 320㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日、新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、

畑の3, 541㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日、新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑677㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日、新規です。合計14件、42筆、31, 358. 61㎡、貸手14名、借手7名です。この14件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議 長 はい。有難うございます。利用権の設定14件、逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは〇〇〇〇さんの隣接で、〇〇〇〇さんが耕作放棄をするということで、あまり傍で、同じ梅畑なので荒れたら悪いという事で、5年間しましょうかという事で異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは高齢で作れなくなるそうで、隣の〇〇〇〇さんが続いて作るという事で異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番について異議ありません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番について異議ありません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番も同じく異議ありません。
- 議 長 はい、9番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんの旦那さんが亡くなられたんで、これは新しくできた制度を利用されたんじゃないですか。
- 農進課 尾崎 そうです。中間管理機構です。
- 〇〇番 委員 異議ありません。
- 議 長 はい、10番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番について異議ございません。
- 議 長 はい、11番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番と13番は隣接でして、中間管理事業であるという事で、その後、そのまた隣接にある〇〇〇〇さんという方が作られるということです。異議ありません。
- 議 長 はい、11番と13番異議なしとの事です。12番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。
- 議 長 はい、14番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。
- 議 長 はい、以上14件異議なしとのことでございます。そのように取り計らっ

てよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の議案が終了しました。あと農業振興課から説明があるようなのでお願い申し上げます。

農振課 尾崎 田辺市農地保全支援事業についての説明とお願いをする。

議 長 今回の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ちょっと確認ですけども、旧田辺市は果樹以外、果樹以外という事は米とか野菜とかですね。ブドウは果樹ですね、ブドウはどうなりますか。梅、ミカン以外が対象になるとかですか。

農振課 尾崎 梅とミカンは省いてたいんですが、ブドウは検討させていただきます。

議 長 他にございませんか。また、分からなかったら農業振興課のほうへ問い合わせさせてくれたらと思います。教えてくれると思います。

議 長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、13番の田渕宏委員さん、25番の玉置伸委員さん、26番鈴木直孝委員さん、36番松本忠巳委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、19番の横尾泰行委員さん、20番の青木登委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は635㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は335㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,528㎡、他1筆、合計面積1,561㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,102㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は125㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は450㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は53㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は42㎡、他6筆、合計面積は2,377.28㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇



〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして栗、梅、柿を作られるそうです。この件は、〇〇〇にある廃業した〇〇〇〇の経営者が所有する農地でありまして、この度、譲受人が〇〇を含め一切の土地建物を譲り受けて〇〇を再開したいという事で準備中です。この土地は畑で利用して、梅や栗などを作り〇〇で販売もしたいという事で申請が出されております。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。〇〇番に〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除いて7件の逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんの畑なんですけども、小梅を作っているんですけども、ちょっと離れているというか谷向かいで、〇〇〇〇さんの畑と隣接してて、ご本人同士も隣に住んでいるんで問題ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんは田辺の方へに住んでいまして、〇〇〇〇さんとは親戚筋で、面積が少ない〇〇〇〇さんの隣接地にあるのを作ってくれよという事で、3年程前から話があったんですが今回まとまりまして、何ら異議ありません。そして、3番の〇〇〇〇さんは高齢になり勤め人だったので、本質的にあまりやっけてないようだったので、高齢になってよう作らないという事で、〇〇〇〇さんの屋敷の前の土地ですので、〇〇〇〇さんが貰うということで、何ら異議ありません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは先生を退職されておりまして無職で、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの隣接地でありまして、この程まとまりまして異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇 委員 〇〇番〇〇です。この土地はずっと荒らしておって、〇〇〇〇さんの家の近くなんで、草刈りを含めてずっと管理をしていた所なんで、異議ありません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番について異議ございません。

議 長 はい、以上3条申請7件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。  
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、続きまして7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2人は従兄弟同士という事で贈与という事になりまして

異議ございません。

議 長 はい、3条申請7番について異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。  
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は565㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設565㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は当初抜きです。隣接同意、水利同意は共に不要でございます。期間の定めのない使用貸借設定です。道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は140㎡、他1筆、合計面積は152㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅52.17㎡、駐車場等99.83㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は昭和61年5月1日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は685㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅2棟137.2㎡、道路・庭等547.8㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共にございます。周囲を住宅に囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は654㎡、他1筆、合計面積は1,606㎡、譲渡人は〇〇〇字〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,606㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございますが大川長の同意がございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は799㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設799㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共に不要でございますが大川区の同意がございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は234㎡、他1筆、合計面積1,287㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材倉庫200㎡、駐車場・法面等1,087㎡、着工日、工事期間は許可の

日より7か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上6件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2月6日に〇〇〇〇委員さんに局長に小倉係長と私と合計4人で調査してまいりました。当日は少し風があり寒い日でしたが、2月の天候としてはまずまずの調査日和じゃなかったかと思います。この〇〇〇〇さんは既に2件ほど太陽光発電をやっておられます。3件目になります。所在地は〇〇〇の集落排水の東側100mのところ、道路に隣接したところでございます。周辺は宅地と市道で、隣接や水利組合は関係ございません。転用理由は昨今の梅の価格低下と収穫も少ないという事で太陽光に転用という事でございます。土地はそのまま利用いたしまして、排水は自然浸透、西側に市道の側溝がございまして、そこへ流すという事で何ら問題ないと思います。2番は〇〇〇中学校のちょうど真前の県道に面した土地でございます。転用理由は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子でございます。当初から区画整理した前側の土地でございますけども、ゆくゆくは家を建てるという予定もあったかと思います。排水も合併浄化槽の取り口も引かれておりますし、雨水は道路の側溝に流せる場所でございます、何ら問題ありません。3番の〇〇〇〇さんの物件ですけども、この方は公務員で耕作もようしないという事でございました。場所は〇〇〇町内会館から西へ50mという事で、現在は何も作られておりません。高台で日当たりも良く、住宅地には大変良い所だったと思います。周辺は殆ど住宅地になっていってきているところでございます。今回、〇〇〇〇に転売して分譲住宅を建てるという事でございます。排水については合併浄化槽処理して、雨水は進入路の側溝から北側の市道の側溝に流すという事でございます。何ら問題ございません。

議長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番の太陽光発電の予定のところなんですけども、国道の311号線の〇〇〇を過ぎて、〇〇〇の集会所から西へ約200m、向いの山を上ったところで、上ったところは山の中腹で割と開けたところで日当たりの良いところでした。譲渡人の方は高齢で農地縮小という事で手放して、譲り受けされた方が太陽光発電の施設を作るという事でありませう。4番、5番は農道を挟んで隣接した土地で、何れも転用の理由は、高齢で後継者も遠方という事でありませう。利用方法は、田圃そのまま使う、切土も盛土もなしという事です。したがって排水等も現状のままという事で、雨水は自然浸透という事になります。特に問題はなかったと思います。6番は国道311号を〇〇〇に入ってから〇〇を過ぎて5、6kmのところだったと思いますけども、国道の横の川を渡ったところにあります。現状は休耕、転用の理由としましては、譲渡人は県外に住んでいて長い間休耕

状態になっていたんですけども、買受される方が地元の土木請負をやってまして、自宅に隣接しているということで、資材倉庫と車両の置場に使用したいという事であります。排水等については一部 U 字溝を入れて、それを現状ある市道の U 字溝へ接続するというような事になるようです。若干盛土をするようになりますが、そのように排水対策されておりますので、特に問題ないと思います。

- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程の調査員さんの報告のとおりで異議ございません。  
議 長 はい、2 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここは〇〇〇中学校の真前の一等地です。宅地としては一等地だと思います。〇〇〇〇委員さんから聞いたんですけども、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、しかも住宅が地震で津波にやられる可能性があるところなんで、大丈夫ないところがほしいという事で、ちょうどここを持ってたらしんで良かったと思います。異議ありません。
- 議 長 はい、3 番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地はかなり前から耕作放棄地になっておりました。ちょうど高台にありまして、周りにも住宅がありまして、問題ありません。
- 議 長 はい、4 番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4 番、5 番は隣接でございますのであわせまして、先程、調査委員さんが現地調査された方のおりでございまして異議ございません。区長の同意もございますので異議ございません。
- 議 長 はい、6 番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6 番意ついて異議ありません。
- 議 長 はい、議案第 2 号農地法第 5 条申請 6 件共異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第 3 号農地法第 2 条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 6 ページをお願いします。議案第 3 号農地法第 2 条の規定による農地でない旨の証明願です。1 番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記が田、現況は荒地、面積は 6 5 1 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計面積 8 1 6 m<sup>2</sup>、申請人は 〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、申請地は、海沿いに位置しており、台風や高波のとき海水をかぶり塩水がたまることもあって耕作不適であるため、平成 6 年 7 月頃耕作を放棄した、でございます。以上、農地法第 2 条の規定による農地でない旨の証明願 1 件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1 番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この申請地の場所は〇〇〇の裏です。現況は荒廃地という事で、海と陸地の間に波除けの突堤のようなものがあるんですけども、

そのすぐ下の土地という事で、とても放棄されているのがそうやなと思います。耕作地には不適だと思って、長らく放棄されているという事ですけども、この申請はそういう事で問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地は、備考欄に書いてあるように〇〇〇裏と書いてあるんですけども、台風、高波じゃなしに、今のこの時期に寒い時にでも強風等であれば塩害というんですか、しぶきが畑のほうに入ってきて、ひとつも耕作できるような状態ではありません。止むを得ないと思いますんで異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号の規定による届出について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 7ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 185㎡です。届出人は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、車置場12㎡、転用面積も12㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は295㎡です。届出人は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、農業用倉庫45.36㎡、転用面積も45.36㎡です。農地法施行規則第32条第1項1号による届出、以上2件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 8ページをお願いします。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は144.54㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年12月24日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は344.95㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成24年12月19日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は410.89㎡、他2筆、合計面積878.93㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年8月21日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。4番、土地の所在は

- 〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は30㎡、他4筆、合計面積98.88㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成21年9月16日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知、以上4件報告申し上げます。
- 議 長 報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号とさせていただきます。それではその他の案件でございます。1月の県の農業会議に提出をいたしました4条3件、5条8件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。これで予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から何かございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 無ければ、事務局から何点か報告があるようですのでお願いします。  
松平 主査 田辺市賃借料情報について説明する。  
議 長 皆さん何かご質問ございませんか。次に事務局から形状変更について説明があるようなのでお願いします。
- 愛須 局長 形状変更に関する実施規定及び申し合わせについて説明する。  
議 長 我々も一農家であります。農業をして収入をあげなくてははいけませんので、そういう意味で我々は農家の見張り番ではございませんので、そこら辺も臨機応変に対応していただきたいと思っております。
- 1番 委員 1番山崎です。実は今日、農業委員会の申し合わせ事項というのをいただいてずっと読んでみたんですけども、先月も同じ形状変更の客土について向日委員からこういう申し合わせ事項もあるんやよ、という話もあったと思うんです。それ以前にも、私は8月から農業委員会に出てるんですけども、その中でも1回か2回向日委員さんからこういう申し合わせ事項があるんやでと聞いた記憶があるんです。そこで、事務局にお聞きしたいのは、今まで何十年の流れの農業委員会の審議の中で、この様な申し合わせ事項がどれだけあるんか、それが明文化されておるんか、それがもし文書になっているものがあれば、何十年も農業委員をやられている人だったら大体これはこうと全部頭に入っていると思うんですけども、我々のように前の委員さんからの申し送りがあまりない中で、出てきた時にこういうのがあるんやと言われても既に終わった後で、それから後のやつは変えられるんですけども、私らも同じ農業委員としたら地域の人から聞かれた時に、これはこうやでと、もし申し合わせ事項まで頭に入っておればきっちり教えてあげられるんですけども、反対にもし地元の人から聞かれた時に、自分で分からなかった時に事務局に行って聞いて行く、そういうのが続いたら、農業委員で何と頼りないなという事にもなってくると思うんですよ、その中で明文化した物がもしあるならば、それぞれの希望する委員さんに、配布していただけるならば是非配布をしていただいて、その上でそれぞれの委員さんが、特に新人の委員だと思いうんですけども、出来るだけそういうのを把握した上で農業委員会にも臨みたいし、また、地域のそれぞれの

- 住民の人から聞きに来たら、あるいはいろいろな申し合わせ事項を侵害している転用等があれば、ちょっとあかんでと言ってあげられるかなと、そのほうが住民に対しては農業委員の責務として大切な事と違うかなと思います。まず、そうしたものがいいのかどうかだけを教えて欲しいです。
- 愛須 局長 申し合わせ事項、私もこれだけありますよと、きっちりとした引継ぎは受けておりません。これに4点出したのは、古い書類をめぐって出てきたので、農業委員会の申し合わせ事項だろなと思って今日は出させていたんですけども、あと、他に申し合わせ事項としては、高低ですね、防風林は4m離して立てなさいよというような事があったと思います。ですんで、もう一回整理してどれくらいあるんかを確認せなあかんと思います。また整理して出さしてもらいたいなと思います。古い書類をめぐっても、これが本当に申し合わせ事項なんかどうか分かり難いところあるので、それを出させてもらって、定例会で確認していただけたらなと思います。他にも、いろいろあるんかも分かりませんが、とり合えず形状変更が判断に迷うところなので、今日は4点ばかり、これがそうだろうなという事を出させてもらったんですけども、また、ちょっと整理させていただきたいと思います。
- 議 長 何か委員のしおりみたいなのが、ひょっとしたらあったかとも思いますので、あれば出させてもらいます。
- 2番 玉置 前に、埋め立て前50cm引くとか、植林は何m引くとか、そういう申し合わせは見た事あるけど、あんまりようけあった様には思わんねけど、2、3点しか知らんねけど。
- 議 長 一編、委員さんも全く知らん人もございますんで、ひとつ事務局、時間がかかるとは思いますけども、答えは必ず出していただきたいと思います。以上ですけども、他にございせんか。無いようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後 3 時 5 6 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 9 番委員

2 0 番委員

議 長